

資料9 必要諸室リスト（参考）

施設		室名		面積・規模		備考	
本施設	体育館	アリーナ	アリーナ （競技フロア）	1,600㎡程度	・ハンドボール公式1面 ・対応公式競技：バスケットボール2面、バレーボール6人制/9人制（女子）3面、バドミントン6面・スポレック、フットサル、卓球、剣道、ボッチャ。 ・天井高さ有効12.5m以上を確保。 ・剣道、新体操等の練習や大会、イベント会場にも利用。		
			器具庫	適宜	・各競技の備品等を収納し、出入れがしやすい構造。		
			放送室	適宜			
			観客席（固定）	適宜	・ベンチ席：500席程度、車いす利用者席：10席程度。		
		軽運動室	軽運動室	適宜	・軽スポーツ（体操、卓球等）、エアロビクス、ダンス、ヨガ等に利用。 ・剣道、健康・介護予防教室にも利用。 ・スクリーン投映設備、壁面収納鏡を設置。		
			倉庫	適宜	・他の諸室の倉庫と共用とする提案も可能。		
		トレーニングルーム	トレーニングルーム	適宜	・有酸素運動、筋力トレーニング、ウェイトトレーニング等に利用。 ・トレーニング機器を設置。		
			倉庫	適宜	・机、椅子を収納。 ・他の諸室の倉庫と共用とする提案も可能。		
		会議・研修室	会議室・研修室	適宜	・地域住民の集い、地域活動の拠点施設として利用。 ・合宿、大会時のミーティングルーム、大会役員室、選手控室としても利用。 ・スクリーン投映設備を設置。		
			倉庫	適宜	・机、椅子を収納。 ・他の諸室の倉庫と共用とする提案も可能。		
		共用エリア	男子更衣室	適宜	・30人程度、シャワールームを併設。 ・障がい者の利用に配慮、ベンチを設置。		
			女子更衣室	適宜	・30人程度、シャワールームを併設。 ・障がい者の利用に配慮、ベンチを設置。		
			誰でも更衣室	適宜[任意]	・1箇所以上設置。 ・個室ブースにてシャワー、着替えが可能。		
			男子トイレ	適宜	・各階に設置。 ・幼児の利用に配慮した便器、付属品等を設置。		
			女子トイレ	適宜	・各階に設置。 ・幼児の利用に配慮した便器、付属品等を設置。		
			バリアフリースイレ	適宜	・各階に設置。 ・介助、車いす利用者に配慮、オストメイト対応、ベビーシートを設置。		
			キッズコーナー	適宜[任意]	・授乳室を近くに設置。 ・遊具、ベンチ等を整備。		
			授乳室	適宜	・流し台、調乳用温水器を整備。 ・ベンチ、おむつ交換台等を設置。		
			エントランス	適宜	・下足コーナー、ベビーカー置場[任意]を設置。 ・案内板、掲示板、ベンチ等を設置。		
			廊下・階段	適宜	・情報提供等、多目的に使用が可能な掲示壁（ホワイトボード・マグネット仕様）を設置。 ・手摺を適宜設置。		
			エレベーター	1基	・障がい者の乗降に配慮した仕様。 ・手摺を設置。		
		管理エリア	事務所	適宜	・受付等を行うためエントランスに面する位置に配置。 ・職員用更衣室（男・女）、休憩スペース設置。 ・廊下側からも使用が可能な給湯室を設置。		
			控室・会議室	適宜	・大会役員室、役員・選手控室、休養室、仮設ドーピング検査室、イベント使用時の控室等に利用。 ・会議、応接、ミーティング等に利用。 ・2室 ・他室と兼用利用とする提案も可能。		
			医務室	適宜	・ベッド、手洗いカウンター、カーテン等を設置。 ・事務所内に併設も可。		
			防災備蓄倉庫	80㎡以上	・敷地内に別棟とすることも可能。		
			倉庫	適宜			
			機械室・電気室等	適宜	・浸水等によりその機能に影響が生じることがないように整備。		
	その他	自動販売機コーナー	適宜	・エントランスに併設。 ・災害時無料供給型自動販売機を設置。			
		給水コーナー	適宜	・エントランス、ホール等に併設。 ・無料で利用が可能な給水機を設置。			
	延床面積				上限4,250㎡		
	屋外施設	駐車場	普通車用駐車場	200台程度	・駐車区画：2.5m×5～6m/台		
			車いす用駐車場	適宜	・法令に準拠した台数、風除室に至る通路を確保。		
			大型車用	10台程度	・通常時は普通車用の駐車区画として利用が可能。		
		外構等	駐輪場（自転車用）	100台以上	・屋根付、タイヤ止め[任意]を設置。		
			駐輪場（バイク用）	適宜	・屋根付。		
			広場等	適宜	・休憩施設（四阿等）、ベンチ、水飲み場等を設置。 ・かまどベンチ、マンホールトイレ等を整備。		
			緑地	基準値以上	・緑地は本事業の敷地範囲の面積に対して25～30%以上。		
		その他	防災備蓄倉庫	80㎡以上	・体育館内に設置する場合、屋外には不要。分割設置も可。		
			車寄せ等	適宜	・ロータリー及び屋根付きの車寄せを設置。		